

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：嵐山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	60.9%
全職員	76.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	90.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	93.1%
26～30年	95.8%
21～25年	82.1%
16～20年	—%
11～15年	84.3%
6～10年	92.1%
1～5年	86.4%

【説明欄】

・役職別段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がいないため記載なし。
・勤続年数別の16～20年に該当する女性職員が育児休業のため給与の支給がないため記載なし。
・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者は男性82.4%、女性17.6%、住居手当の受給者は男性57.9%、女性42.1%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。